

令和 8 年度 Salesforce ライセンス購入仕様書(案)

1 目的

農林水産省では、農林水産省が所管する手続のオンライン申請を受け付ける「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」を運用している。eMAFF の利用に係る Salesforce のライセンス契約が令和 8 年 3 月までとなっていることから、本調達では、改めて令和 8 年 4 月から 1か年分のライセンスを購入するものとする。

2 リセラー(本調達の事業者)の定義

本調達におけるリセラーは、以下の条件を満たした事業者とする。

- (1) Salesforce 再販パートナー(Salesforce 販売パートナー契約を締結している事業者)であり、Salesforce のデューデリジェンス審査に合格していることを証明できること。
- (2) 当省に Salesforce ライセンスを提供するにあたっては、ライセンスの納品に加え、Salesforce 販売パートナー契約に準拠し、サポート窓口として農林水産省及び eMAFF システムの運用保守事業者からの問合せを受け付けること。また、eMAFF システムの運用保守事業者から直接セールスフォース社への問合せができる連絡経路を検討すること。

3 調達内容

- (1) ライセンス有効期間及びサポート期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

- (2) ライセンス種別及び数量

調達対象のライセンス及び数量は別紙 1 のとおり。

なお、令和 8 年 10 月以降に次期オンライン申請システムが稼働予定であり、eMAFF から順次制度が移行等することを踏まえ、一部のライセンスは令和 8 年 11 月に縮小することとしている。

4 利用条件

eMAFF における利用が可能であること。

5 提供方法

当省では、令和 7 年度末時点別紙 2 の Salesforce ライセンスを調達済みである。

本調達の事業者は、Salesforce ライセンスが割り当てられた当省の既存 Salesforce 組織 ID・ライセンスを引き継いだ上、3 に記載のライセンスを当省に提供すること。

6 既存 Salesforce 組織の引き継ぎ条件

現在 Salesforce ライセンスを契約している eMAFF 運用保守事業者(以下、「現事業者」という。)と本調達の事業者の二者間に引き継ぎに係る手続き等の調整・合意を実施すること。特に、セキュリティに係る漏洩に留意し、両者の引き継ぎに係る責任範囲・方法を現事業者から提示を受け、本調達の事業者はその内容に係る協議・調整にあたること。合意に係る調整責任は本調達の事業者が負い、当省 Salesforce 組織の引き継ぎに係る責務を負うこと。

7 納品物

上記 3 の調達内容に記載したライセンスについて発注手続を行い、農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ(以下、「担当部署」という)へ納品すること。納品物の受け渡し方法等は、契約締結後別途指示する。

8 納入期限

令和 8 年 4 月 1 日
契約後、速やかに納入すること。

9 納入場所・書類提出期限

〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ
(電話:03-3502-8438)
また、納品書等納品物納入後の書類提出期限を令和 8 年 4 月 15 日とする。

10 競争参加資格

- ア 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

11 応札制限

本業務を直接担当する農林水産省 IT アドバイザー(デジタル統括アドバイザーに相当)、農林水産省全体管理組織(PMO)支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

12 契約不適合責任

- ア 農林水産省は検収(「検査」と同義。以下同じ。)完了後、成果物について調達仕様書との不一致(以下「契約不適合」という。)が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完(以下「追完」という。)を請求することができる。この場合において、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、農林水産省が追完の方法を指定して追完を請求した場合であつて、農林水産省に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は農林水産省が指定した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- イ 前記アの場合において、追完の請求にも関わらず相当の期間内に追完がなされないときは、農林水産省は、その不適合の程度に応じて支払うべき金額の減額を請求することができる。
- ウ 前記イの規定にかかわらず、次に掲げる場合には、農林水産省は、相当の期間の経過を待つことなく、直ちに支払うべき金額の減額を請求することができる。
 - (ア)追完が不能であるとき。
 - (イ)受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (ウ)特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本調達の目的を達することができない倍において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (エ)(ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、農林水産省が追完の請求をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- エ 農林水産省は、契約不適合(受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。)により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- オ 契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合であって、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、農林水産省は本契約の全部又は一部を解除することができる。

- カ 前記アからオまでの規定にかかわらず、成果物の種類又は品質に関して契約不適合がある場合であって、農林水産省が検収完了後1年以内に当該契約不適合について通知しないときは、農林水産省は、本仕様書に定める契約不適合責任に係る請求をすることができない。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失により知らなかつたとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因するときはこの限りでない。
- キ 前記アからオまでの規定にかかわらず、契約不適合が農林水産省の提供した資料等又は農林水産省の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときはこの限りでない。

13法令等の遵守

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品の提供に当たり、関連する関係法令を遵守するものとする。

なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- ア エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
- エ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 3 年法律第 60 号)
- オ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- カ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)

(2) 環境負荷低減に係る遵守事項

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努めること。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(証明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努めること。
- ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努めること。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めること。

14その他

(1)契約金額内訳

受注者は、標準ガイドラインの「別紙2 情報システムの経費区分」(別紙 3)に基づき区分等した契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データを契約締結後速やかに提出すること。

加えて、別紙のライセンス種別ごとの契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データについても契約締結後速やかに提出すること。

(2)引継ぎ

受注者は、前年度の令和 7 年度 eMAFF 運用保守業務の事業者から Salesforce 上に構築された情報システムの引継ぎを受け、アカウントの契約の移管を行い、環境を維持すること。

受注者は、引継ぎに際しては、必要に応じて次年度の Salesforce ライセンス購入引継ぎ先事業者との間で書面による契約等を行い、管理者権限の引き渡し等、クラウド環境の引継ぎを適切に行うこと。

(3)その他

受注者は、この仕様書に定めのない事項については、別途担当部署と協議すること。

(別紙1)

調達対象のライセンス及び数量

① 本番環境

No	ユーザー種別	product	数量
1	システム管理者	(※1)Public Sector Foundation - Advanced - Unlimited Edition	1
2		Lightning Platform (Administrator) - Unlimited Edition	69
3	組織管理者/制度担当者	Lightning Platform Plus - Unlimited Edition	300
4	審査者	Partner Community - Unlimited Edition - Logins	(令和8年4月～10月) 8,000 (令和8年11月～令和9年3月) 6,500
5		Additional 20 Objects for Partner Community	(令和8年4月～10月) 8,000 (令和8年11月～令和9年3月) 6,500
6	申請者	Customer Community Plus - Unlimited Edition - Logins	8,000
7		Additional 20 Objects for Customer Community Plus	8,000
8	Salesforce Shield	Salesforce Shield	1
9	Big Object	Big Object(50M)	1

② KANSYS(※2)

No	ユーザー種別	Product	数量
1	システム管理者	(※1)Public Sector Foundation - Advanced - Unlimited Edition	1
2		Lightning Platform (Administrator) - Unlimited Edition	14

3	本省ユーザー	Lightning Platform Plus - Unlimited Edition	34
4	本省以外ユーザー	Customer Community Plus - Unlimited Edition - Members	400
5		Additional 20 Objects for Customer Community Plus	400

③Heroku

No	product	数量
1	Heroku - Prod Starter Package	1
2	Heroku - 1000 Addon Credit (Per Month) - Data	10

④Mulesoft

No	product	数量
1	Anypoint Platform Base Subscription - Platinum Edition	1
2	Included vCore - Production	2
3	Additional vCore Production - Platinum Edition	3
4	Included vCore - Pre-Production	4
5	Load Balancer - Platinum Edition	1
6	Object Store (100M) - Platinum Edition	1
7	Additional Static IP	10

※1 管理者ライセンスの一部を公共機関向けライセンス「Public Sector Solutions」へ切り替える想定。

※2 別紙2②営業支援ツールに対応。別紙2においては②営業支援ツールに営業支援ツール、輸出相談 DB、KANSYS を含めていたが、営業支援ツールが廃止、輸出相談 DB が eMAFF から離脱し、KANSYS のみとなるため、②KANSYSとしている。

(別紙2)

調達済のライセンス及び数量(令和7年9月30日時点)

① 本番環境

No	ユーザー種別	product	数量
1	システム管理者	Lightning Platform (Administrator) - Unlimited Edition	70
2	組織管理者/制度担当者	Lightning Platform Plus - Unlimited Edition	300
3	審査者	Partner Community - Unlimited Edition - Logins	11,000
4		Additional 20 Objects for Partner Community	11,000
5	申請者	Customer Community Plus - Unlimited Edition - Logins	10,000
6		Additional 20 Objects for Customer Community Plus	10,000
7	コールセンター運用	Service Cloud - Unlimited Edition	0
8	Salesforce Shield	Salesforce Shield	1
9	Sandbox	Sandbox (Full Copy)	1
10	Big Object	Big Object(50M)	1

②営業支援ツール

No	ユーザー種別	product	数量
1	システム管理者	Lightning Platform (Administrator) - Unlimited Edition	20
2	本省ユーザー	Lightning Platform Plus - Unlimited Edition	50
3	本省以外ユーザー	Customer Community Plus - Unlimited Edition - Members	1,100
4	本省以外ユーザー	Additional 20 Objects for Customer Community Plus	1,100
5	輸出相談DBユーザー	Lightning Platform Starter - Unlimited Edition	130

6	輸出相談DBユーザー	Knowledge	2
7	全体	Event Monitoring	1

③Heroku

No	product	数量
1	Prod Starter	1
2	Heroku - 1 Dyno Unit	150
3	Heroku - 1000 Addon Credit - Data	20
4	Heroku - Connect 250K Rows	1400

④Mulesoft

No	product	数量
1	Anypoint Platform Base Subscription - Platinum Edition	1
2	Included vCore - Production	2
3	Additional vCore Production - Platinum Edition	3
4	Included vCore - Pre-Production	4
5	Load Balancer - Platinum Edition	1
6	Object Store (100M) - Platinum Edition	1
7	Additional Static IP	10

別紙2 情報システムの経費区分

経費区分	摘要
1) 整備経費	<p>情報システムの整備（新規開発、機能改修・追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう。）に要する一時的な経費目的により、投資的整備と維持的整備のものに分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資的整備 国民・利用者の利便性向上・負担軽減や業務効率化、経済効果の創出、システムのスリム化などの面で積極的に効果を得ることを目的として行うもの（注1） ・ 維持的整備 外部環境の変更等により生じる障害の回避を目的として、義務的に行うもの（仕様変更を伴うが積極的に効果を得ることを目的としないもの）（注2）
ア 調査研究等経費	情報システムの整備に当たり、業務の設計、要件定義を行う目的で行う現状分析、プロトタイプ作成、ドキュメント作成支援、調査研究等に要する経費（最適化計画の策定に要する経費を含む。）
イ 設計経費	情報システムの整備に際し、その開発に関する設計書の作成に要する経費
ウ 開発経費	情報システムの整備に際し、情報システムのプログラミング、パラメータ設定等による情報システムの開発（単体テストを含む。）に要する経費
エ 据付調整経費	ハードウェアやラックの搬入・据付け、ネットワークケーブルの敷設等、情報システムの物理的な稼働環境の整備に要する経費
オ テスト経費	開発する情報システムの結合テスト、総合テスト及び受入テストに要する経費
カ 移行経費	情報システムのシステム移行及びデータ移行に要する経費
キ 廃棄経費	情報システムの廃止及び更改に伴う、ハードウェアやラック、ネットワークケーブル等の撤去及び廃棄に要する経費
ク プロジェクト管理支援経費	情報システムの整備に伴うプロジェクト管理支援事業者に要する経費
ケ 施設整備等経費	情報システムを構成するハードウェアを設置する施設、データ等を保管する施設又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の整備、改修等に要する経費
コ ハードウェア買取経費	情報システムを構成するハードウェアの買取りに要する経費
サ ソフトウェア買取経費	情報システムを構成するソフトウェア製品のライセンスの買取り又は更新に要する経費
シ サービス利用料	情報システムの整備に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービスなど、国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用に要する経費及び国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用開始に要する経費
ス その他整備経費	アからシまでのいずれにも該当しない情報システムの整備に要する経費
2) 運用等経費	情報システムの運用、保守等に要する経常的な経費

経費区分	摘要
ア システム運用経費	情報システムの正常な稼働を保持するために行うハードウェアの状態ファイルの管理、アプリケーションの設定等の管理、障害に対する予防等の措置など、仕様変更や構成変更を伴わない情報システムの技術的及び管理的業務の実施に要する経費
イ 業務運用支援経費	情報システムの稼働に当たって、業務実施部門が行う業務（データ作成（Webサイトやeラーニングのコンテンツ作成等）、データ受付・登録等）の運用支援に要する経費
ウ 操作研修等経費	情報システムの利用に当たって、当該情報システム部門の担当者又は情報システムの利用者に対する操作研修等（教材作成・更新を含む。）に要する経費
エ ヘルプデスク経費	職員等の情報システム利用者からの問合せに対応するために行う業務に要する経費
オ コールセンター経費	国民や事業者等の情報システム利用者からの問合せに対応するために行う業務に要する経費
カ アプリケーション保守経費	開発した情報システムについて、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行うアプリケーションプログラムの改修、設定変更等に要する経費
キ ハードウェア保守経費	情報システムを構成するハードウェアについて、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費
ク ソフトウェア保守経費	情報システムを構成するソフトウェア製品について、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費
ケ 監査経費	情報システムについて、システム監査又は情報セキュリティ監査の実施に要する経費
コ 情報セキュリティ検査経費	情報システムについて、ペネトレーションテスト、脆弱性診断等の情報セキュリティ検査・診断の実施に要する経費
サ ハードウェア借料	情報システムを構成するハードウェアについて、その使用に要する借料
シ ソフトウェア借料	情報システムを構成するソフトウェア製品について、その使用に要する借料
ス サービス利用料	情報システムの稼働又は利用に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービスなど、国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用に要する経費
セ 通信回線料	情報システムを構成するネットワークにおいて必要となる通信回線の利用に要する経費
ソ 施設利用等経費	情報システムを構成するハードウェアを設置する施設、データ等を保管する施設又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の利用等に要する経費
タ その他運用等経費	アからソまでのいずれにも該当しない情報システムの運用等に要する経費
3) その他経費	国の行政機関以外の情報システムに関する経費及びデジタル・ガバメントの推進のための体制整備に要する経費
(1) 情報システム振興等経費	地方公共団体、独立行政法人等に対する情報システムの整備・運用に関する助成金、補助金、交付金等の経費

経費区分		摘要
	ア 地方公共団体情報システム関係経費	地方公共団体に対する情報システムの整備・運用に関する補助金、交付金等の経費
	イ 独立行政法人等情報システム関係経費	独立行政法人、国立大学法人（大学共同利用機関法人を含む。）、特殊法人、公益法人等に対する情報システムの整備・運用に関する助成金、補助金、交付金（法人の運営に関する経費は除く。）等の経費
(2) デジタル・ガバメントの推進のための体制整備関係経費		高度デジタル人材の登用に要する経費、PMOの支援スタッフ等に要する経費、内部職員の育成に要する経費等、デジタル・ガバメントの推進のための体制整備に要する経費

(注1) 以下の例による。

- ・ 紙による行政手続のオンライン化による国民の利便性向上に有効なもの
- ・ ワンストップ化による国民の来訪回数の低減など国民の負担軽減に有効なもの
- ・ 行政事務の自動化又は時間短縮などに有効なもの
- ・ 運用等経費など将来の経費削減に有効なもの

(注2) 以下の例による。

- ・ 法令改正等により現行の仕様のままでは法令等に違反する状態になることを避けるために行うもの
- ・ 災害発生等の情報収集及び人々の避難等の行動につなげるなど国民の身体への悪影響又は経済的損失を回避するためのもの
- ・ サイバー攻撃による基盤となる情報システムの停止などを回避するためのもの
- ・ 重要インフラの停止など社会混乱を回避するためのもの
- ・ パソコンやネットワークの更新など行政事務の停止を回避するためのもの